

滋 税 審 第 6 号
令和7年(2025年)10月20日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方について（答申）

令和7年6月26日付け滋税第260号で当審議会に諮問されたみんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のあり方について、下記のとおり答申します。

記

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税について、当審議会は、「地域公共交通を支えるための税制」として、令和3年4月21日に答申した「滋賀にふさわしい税制のあり方について」において、その導入可能性を検討していくべきと提言し、また、令和4年4月21日に答申した「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」において、滋賀交通ビジョンの見直しと並行して、県民とも議論を行い、その導入に具体的に挑戦すべきと提言したところである。

貴県では、これらの答申を踏まえ、住民・県民に対するアンケート、「滋賀の公共交通未来アイデア会議」におけるワークショップや県民フォーラム、県内主要駅での意見箱の設置、有識者や利用者等からなる懇話会等を通じて、目指す地域交通の姿とその実現に必要な財源を巡る議論を県民と重ねてきた。

そして、令和6年3月には滋賀地域交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」を、2040年代を見据えた目指す地域交通の姿として描かれ、また、現在は、ビジョンの実現に向け、県民、交通事業者、市町と議論を重ねながら、より利便性が高くかつ効率的で、地域に最適化した地域交通ネットワークを実現するための施策と、その施策の実施に必要な財源のあり方等をまとめた滋賀地域交通計画（以下「計画」という。）の策定に取り組んでいるところである。

これまでの貴県の取組については、参加型税制の考えに基づき、県民との対話を丁寧に進めてきたと評価する一方、施策や費用負担の具体性という点において、十分に議論が深まったとは言えない。目指す地域交通の姿の実現に向け、議論の熟度をより一層上げるべく、施策とその費用負担について具体的な姿を提示できるように検討を進めるべきである。その

上で、引き続き県民参加の対話を重ね、立場の違いを超えて相互理解を深め、合意形成を図ることが求められる。

以下、諮問事項である新たな税のあり方の観点から、今後、施策や費用負担についての具体的な検討において留意すべき点について、当審議会の考えを述べる。

1 計画やそこに盛り込まれる施策は、ビジョンで掲げた目指す滋賀の地域交通の姿と整合し、滋賀の地域交通を巡る課題の解決、ひいては県民の望む暮らし方の実現につながるものでなければならない。

2 利便性の高い地域交通が存在することによる便益は、まちのにぎわい創出やCO₂排出量の削減、子どもの送迎負担の軽減、高齢者の社会参加の促進、健康の増進、渋滞の緩和など幅広く、単に利用者のみが受益するものではなく、どの世代にも便益が及び、社会全体の価値の向上に貢献する。したがって、その受益を一人一人の県民が認識できるよう、地域ごとに便益を言語化し、県民に分かりやすく提示する必要がある。

また、その便益は、従業員の確保や誘客の促進など、県内企業にも及ぶと考えられることから、特に経済的な観点から見た便益についても説明が求められる。

3 新たな税を導入しようとする場合は、まずは、既存の地域交通をそのまま維持するのではなく、地域の実情に応じたダウンサイジングやデマンド化等による交通体系の適正化と、コストの縮減に最大限努めることが求められる。

あわせて、移動を支えるための施策の財源を新たな税に求めることの意義を説明し、県民の理解を得る努力が必要である。

4 新たな税を導入する場合の使途については、新たな負担に対応する受益を明確化するため、県民が実現したい暮らし方と整合しつつ、地域の実情を踏まえた地域交通の充実のための施策に充当することが望ましい。

また、その税により実施される施策が個人や法人に与える政策的効果を定量的に検証する仕組みが必要である。

5 新たな税を既存税目への超過課税方式とする場合の税目ごとの論点は、令和4年4月21日に答申した「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」のとおりであり、施策の受益者やその効果を踏まえて検討することが必要である。

なお、当審議会では、広域的な交通圏を考慮する必要性から、県税を基本として新たな税のあり方を検討しているが、市町がより高次の地域交通の施策を必要とする場合は、市町が自らの課税自主権を活用することも考えられる。

6 貴県では、すでに琵琶湖森林づくり県民税および法人県民税法人税割で超過課税を実施している。今後、県民や法人に新たな税負担を求めるのであれば、税の負担感が社会課題となっている昨今の社会情勢や、他の都道府県での超過課税の状況も踏まえて、現行の超過課税も含めて過度な税負担となっていないか検討することが必要である。なお、検討にあたっては、負担と便益を一体的に評価することが必要であり、新たな税負担により実施される施策によって減らせる費用や負担があるのではないかという視点が重要である。

7 地域交通の危機は全国的な課題であり、交通政策基本法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域公共交通のり・デザイン」の取組が進められているところ。

貴県が、ビジョンの実現に取り組むにあたっては、こうした動きと協調しつつ、国の財源も活用しながら進めていくことが必要である。